

那覇市高齢者虐待防止対応マニュアル

【第 4 版】

はじめに

平成 18 年 4 月 1 日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という）」が施行され 12 年が経過しました。

高齢者虐待防止法では、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

近年はマスコミ等による高齢者虐待や人権に関する周知啓発も多く行われ虐待を受けている本人からの自発的な相談も多い傾向にあります。しかし高齢化が進む一方で、認知症や虐待の常態化等の理由により判断能力の低下や問題としての認識がなく、助けを求める力が低下している場合があります。

そのためにも、高齢者虐待についての啓発を行い、又、高齢者虐待の防止や早期対応が図られるよう関係者、関係機関で構成される高齢者虐待防止ネットワークの活用・強化に努め、多くの地域住民による虐待発見の目を育てていくことが求められています。

このマニュアルが高齢者支援に関わる多くの関係者にご活用いただければ幸いです。

那覇市

目次

1.	高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要	2
2.	支援の必要度の判断	5
3.	那覇市の高齢者虐待防止対応ネットワーク図	6
4.	高齢者虐待防止対応マニュアル・各関係機関のマニュアル	7
1)	地域包括支援センター	8
2)	相談協力員・民生委員・地域住民の方	10
3)	居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）・居宅サービス事業所	12
4)	警察	14
5)	医療機関	16
6)	那覇市高齢者虐待連携医療機関	18
5.	様式	20
様式1	紹介・通報書	21
様式2	高齢者虐待発見チェックリスト	22
様式3	医療機関用チェックリスト	23
様式4	救急用チェックリスト	24
様式5	高齢者虐待事案通報票	25
6.	連絡先一覧	
(1)	那覇市地域包括支援センター／ちゃーがんじゅう課	26
(2)	那覇市高齢者虐待防止対応ネットワーク協力機関	27
7.	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	28

1. 高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(1) 高齢者等の定義（第2条より）

- 高齢者とは・・・65歳以上の者
- 養護者とは・・・高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの
- 養介護施設従事者とは・・・養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者（P3参照）
- 高齢者虐待とは・・・養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待

(2) 早期発見（第5条より）

養介護施設、病院、保健所等の高齢者の福祉に業務上関係のある団体や養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士等、高齢者の福祉に職務上関係のあるものは、高齢者虐待を発見しや立場にいることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

(3) 虐待の通報義務（第7条より）

- ア 高齢者が生命または身体に重大な危険が生じている場合は、市町村に通報しなければならない。
- イ それ以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。
- ウ 守秘義務に関する法律の規定（個人情報の保護）は、虐待を通報することを妨げない。
→守秘義務より個人の支援のための情報提供を優先する。

(4) 養護者による虐待の定義（第2条 第4項より）

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること。

【具体的な例】

- ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけど・打撲をさせる
- ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする
- ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する
- ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない など

養護を著しく怠ること（介護・世話の放棄・放任）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

【具体的な例】

- ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている
- ・徘徊や病気の状態を放置する。
- ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明してるにもかかわらず、無視する
- ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する など

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【具体的な例】

- ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う など

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

【具体的な例】

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする など

経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

【具体的な例】

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない など

(5) 養介護施設従事者等による虐待の定義（第2条 第5項より）

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者が行う行為であると定義されています。

また、「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	a 老人福祉施設 b 有料老人ホーム	老人居宅生活支援 事業	「養介護施設」又は「養介護 事業」の業務に従事する者
介護保険法 による規定	a 介護老人福祉施設 b 介護老人保健施設 c 介護療養型医療施 設 d 地域密着型介護老 人福祉施設 e 地域包括支援セン ター	a 居宅サービス事業 b 地域密着型サービ ス事業 c 居宅介護支援事業 d 介護予防サービス 事業 e 地域密着型介護予 防サービス事業 f 介護予防支援事業	

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

【具体的な例】

- ・ 殴る、蹴る、物を投げつける、無理に食事を口に入れる、身体拘束（P4（6）参照）
- ・ 入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる
- ・ 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる など

養護を著しく怠ること（介護・世話の放棄・放任）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

【具体的な例】

- ・ 髪が伸び放題だったり、いつも同じ服を着せている（洗濯をしない）
- ・ 脱水症状や栄養失調
- ・ おむつが汚れている状態を日常的に放置している
- ・ 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・ 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない など

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【具体的な例】

- ・ 怒鳴る、罵る、悪口を言う、意図的に無視する、安易なおむつ使用
- ・ 「ここ（施設・居宅）にいらなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す
- ・ 子ども扱いするような呼称で呼ぶ
- ・ 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う
- ・ トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う
- ・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない
- ・ 本人の意思に反した異性介助を繰り返す
- ・ 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする など

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

【具体的な例】

- ・性的な話を強要する、人前で排泄をさせたりおむつ交換を行う
- ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する
- ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない など

経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

【具体的な例】

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、金銭・財産の着服
- ・立場を利用して「お金を貸してほしい」と頼み、借りる など

（参考）「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」（平成24年3月）、社団法人日本社会福祉士会

（6）養介護施設従事者等による「緊急やむを得ない」場合の身体拘束の取り扱いについて

【身体拘束の具体例】

- ①徘徊しないように、体幹や四肢を紐等で車いす・いす・ベッド等に縛る。
- ②転落しないように体幹や四肢を紐等でベッドや車いすに縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力がある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、体幹や四肢を紐等でベッドなどに縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開ける事ができない居室等に隔離する。

こうした禁止行為に対して、介護保険法で認められた「緊急やむを得ない場合」に該当する3つの要件は以下のとおりです。（3項目すべて満たすことが必要です。）

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性：身体拘束は一時的なものであること

実際に拘束を行う場合にはさらに以下の要件を満たす必要があります。

ア.上記3項目の判断は、担当の職員やチーム（班）のみで判断するのではなく、施設全体で判断することが必要であること

イ.身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明をし、理解を求めることが必要であること

ウ.介護保険サービス提供者に対する身体拘束に関する記録作成を義務付けていること

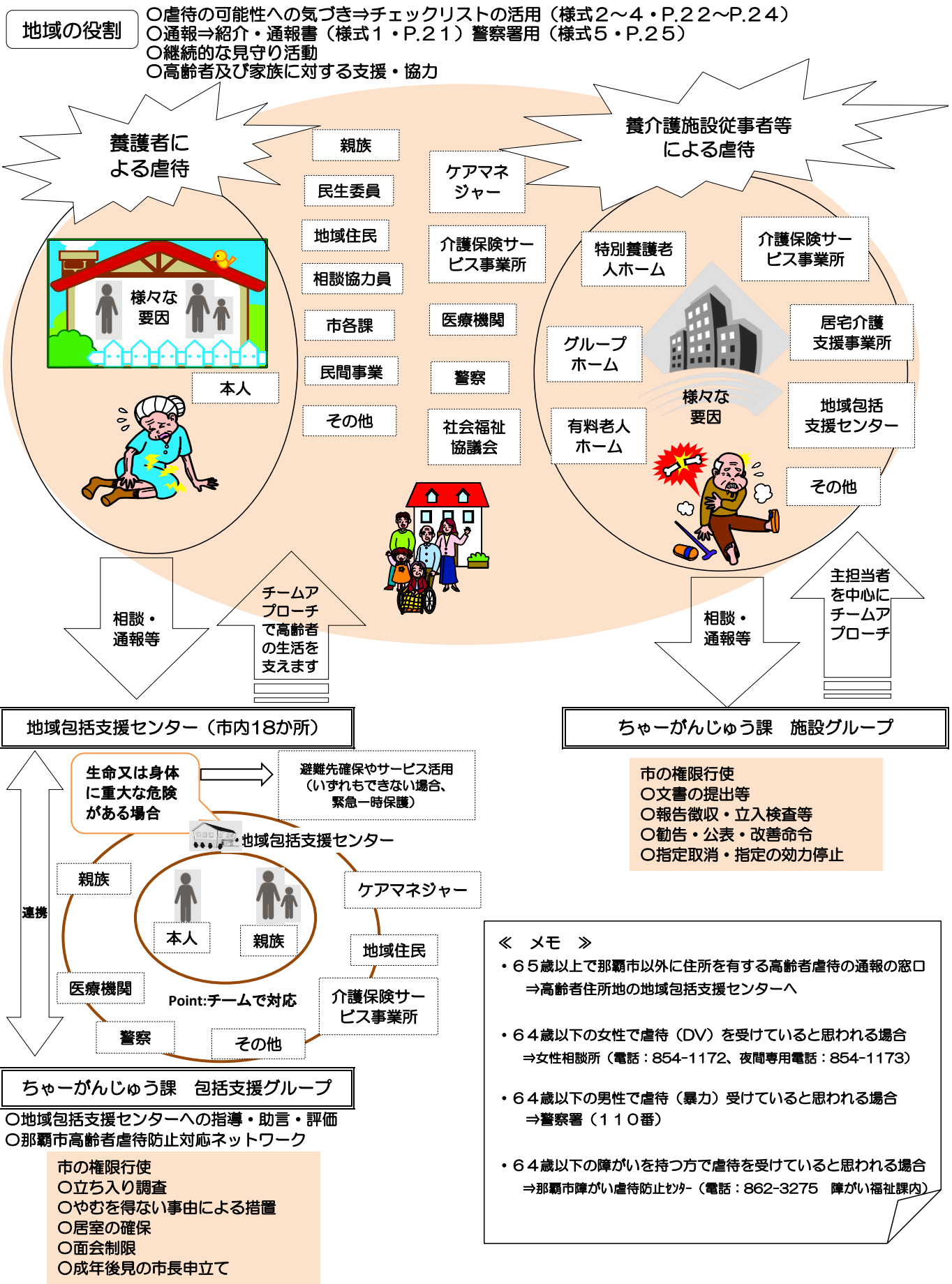
このような厳格な規定があり、こうした認識と理解が従事者には必要です。

2. 支援の必要度の判断

レベル1	虐待には至っていないが、虐待が発生する危険性があり、高齢者や養護者（家族等）の状況から判断して、このままでは人間関係が悪化したり介護不十分になるおそれがあると認められる状況	（見守り（観察）・予防的支援） 相談、訪問、見守りを中心とした 予防的支援
レベル2	介護ストレスや人間関係の悪化などにより、不適切な介護状況であり、虐待が生じている状況	（相談・調整・社会資源活用支援） ストレスの解消や問題解決に向けての 相談及び関係機関との調整 介護保険サービス等の導入や介護方法等 についての技術支援で介護負担軽減
レベル3	生命の危機・重大な健康被害のおそれがあり、高齢者に治療・保護が必要な状況	（保護・分離（一時的分離含む）支援） 高齢者と虐待者の分離を念頭に置いた 支援
レベル4	本人が保護を求めている 訴える状況が切迫している すでに重大な結果が生じている	（緊急分離支援） 高齢者の保護を緊急に調整、分離を目的 とした支援

3. 那覇市の高齢者虐待防止対応ネットワーク図

本市においては、担当圏域の地域包括支援センターが中心となり、高齢者に関する様々な相談を総合的に受けます。高齢者虐待防止対応については、以下のようなネットワークの構築・推進に取り組みます。



4. 高齢者虐待防止対応マニュアル・各関係機関のマニュアル

- 1) 地域包括支援センター（市内18ヶ所）
- 2) 相談協力員・民生委員・地域住民の方
- 3) 居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）・居宅サービス事業所
- 4) 警察
- 5) 医療機関
- 6) 那覇市高齢者虐待連携医療機関
（医療機関7ヶ所）

1) 地域包括支援センター（市内18ヶ所）

役割：虐待に関する相談・通報受付

地域からの相談・通報を受け、事実確認、安全確認、情報収集

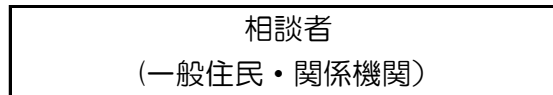
虐待ケース会議の開催、対応について関係者と協議・決定

継続的な見守り活動

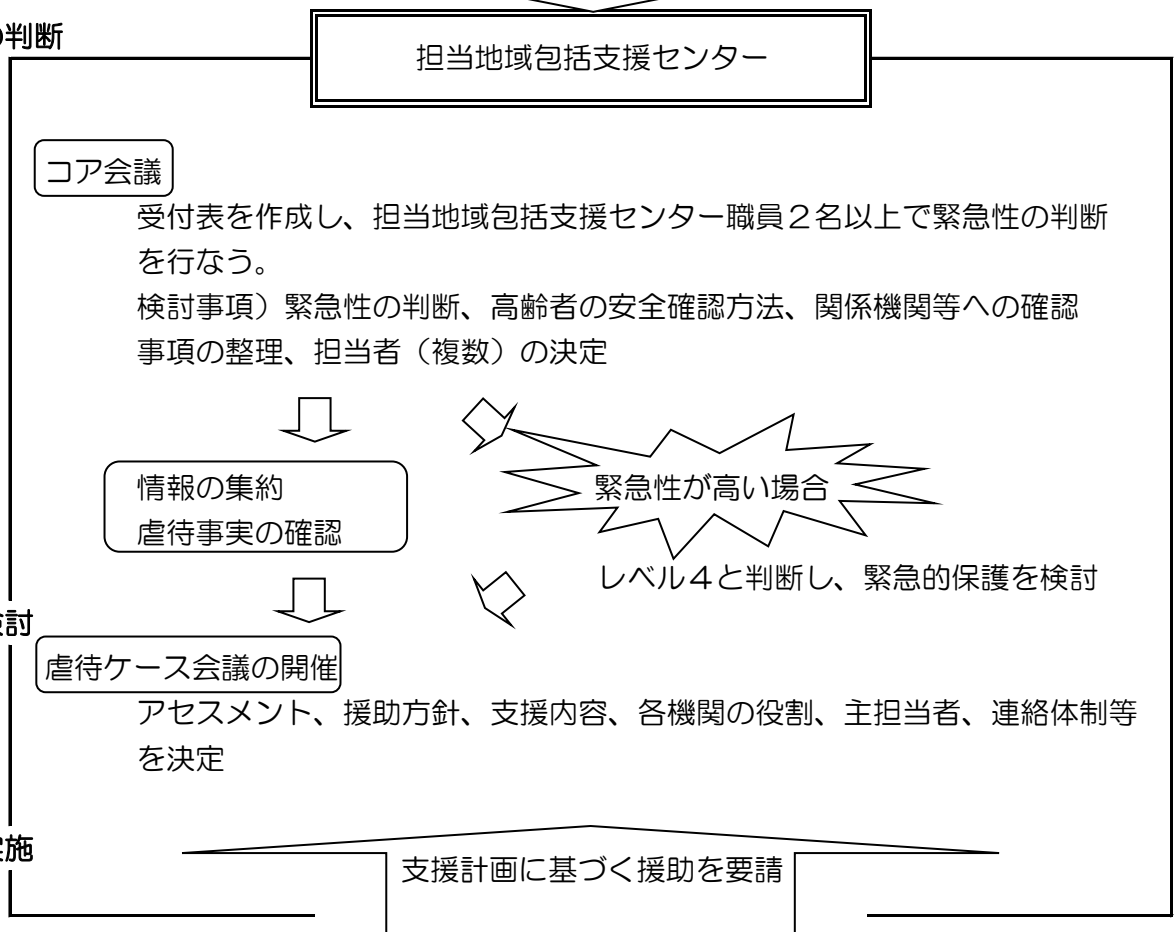
養護者支援

高齢者虐待防止対応ネットワーク会議を通じた関係機関との連携

(1) 発見



(2) 緊急性の判断



(3) 支援の検討

(4) 支援の実施

- 継続した見守りと予防的な支援
- ケアプランの見直し
- 社会資源の活用による支援
- 介護技術等の情報提供
- 問題に応じた専門機関による支援

関係機関

（１）発見・（２）緊急性の判断

- ①担当地域包括支援センターにおいて、虐待ケースを発見、もしくは通報を受けたら、担当地域包括支援センター２名以上で緊急性の判断を行なう。
- ②緊急性あり、と判断した場合、レベル４と判断し、緊急一時保護等の支援を検討。
本人が保護を拒否した場合も繰り返し説得を行い、一時的に保護を行う。
- ③関係機関からの情報収集を行い、虐待事実の確認を行う。

 **緊急性が高いと判断される状況**

- １ 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
 - ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
 - ・極端な栄養不良、脱水症状
 - ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
 - ・器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される
- ２ 本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある
 - ・虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている
 - ・家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている
- ３ 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない
 - ・虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲がみられない
 - ・虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない。
- ４ 高齢者本人が保護を求めている
 - ・高齢者本人が明確に保護を求めている

- ④虐待の事実がない場合、通報者へ確認結果の報告を行う。（プライバシーに十分配慮する）

（３）支援の検討

- ①虐待ケース会議の開催

参加メンバー例） 担当地域包括支援センター管理者・職員、ケアマネジャー・居宅管理者、保護課職員
・保健所職員等

検討事項例） 支援内容、援助方針の検討、協議
情報の共有化
役割分担の明確化（主担当者の決定）
養護者の負担軽減策
見守りや緊急連絡体制の決定

より積極的な介入が必要と判断される場合には、養護者との分離や分離を念頭においた支援を検討

（４）支援の実施

- ①虐待ケース会議で決定した支援方針に沿って、支援を開始、関係機関に支援協力を依頼。

関係機関（例）：ケアマネジャー、居宅サービス事業所、民生委員等

- ②必要に応じて、警察（訪問拒否し、立ち入り調査が必要な時）、保健所、医療機関等に協力依頼

2) 相談協力員・民生委員・地域住民の方

役割：①高齢者家庭の実態把握と見守り

②高齢者虐待の発見、通報

発見

相談協力員や民生委員は、地域の高齢者や家族の相談役です。

高齢者と同じ地域で生活しており、身近な情報が入りやすい立場にいます。



身近な情報をキャッチしたら、地域包括支援センターへ情報提供・相談をしましょう。
右記の「高齢者虐待を疑わせるサイン」を参考にしながら、情報を整理して下さい。

地域包括支援センターは情報提供・相談を受けたら、情報整理を行い、支援方法について調整を行います。

相談協力員・民生委員は、地域包括支援センターと連携しながら、高齢者や養護者への声かけをし、地域から孤立しないよう見守りを行ないます。

高齢者虐待を疑わせるサイン

身体に不自然なアザ・傷がある

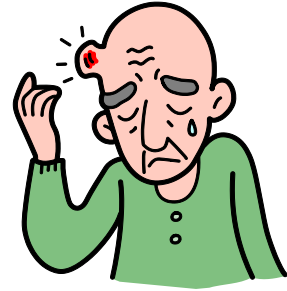
（具体例）

- 身体の傷について高齢者に聞いても、説明がしどろもどろ・つじつまが合わない。
- 何か聞かれて、答えるたびごとに家族の顔色をうかがう様子。

高齢者の部屋が汚れている・悪臭がする

（具体例）

- 部屋の中に衣服、オムツ、食べかけの食事が散乱している。
- 家族が理由をつけて高齢者に会わせない。



強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる

（具体例）

- 声をかけるとおびえるような表情をする。
- 声をかけても、表情が乏しく視線を合わせようとしない。

高齢者を介護している様子が乱暴にみえる

（具体例）

- 髪が伸び放題。
- 極端にやせている。
- 寝具や衣服が極端に汚れている。
- 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さが見られる。

家の中から家族の怒鳴り声、高齢者の悲鳴が聞こえる

深夜・夜間・雨の日等に関わらず、高齢者が長時間外にたたずんでいる



高齢者虐待は、深刻な状態に至るまでに何らかのサインを周囲に発しています。
また、虐待は1つの行為によって起こるのではなく、複数の行為が積み重なることもよくあります。
しかし、注意しておきたいのは、サインはあくまでも虐待の疑いを示すもので、サインに気づいただけで、必ず虐待があると断定できません。
サインに気づき、疑いがある場合は担当地域の地域包括支援センターへ報告・相談をお願いします。

3) 居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）・介護保険サービス事業所

役割：異変への気づき

チェックリスト（様式2・P.22）により虐待の可能性を判断

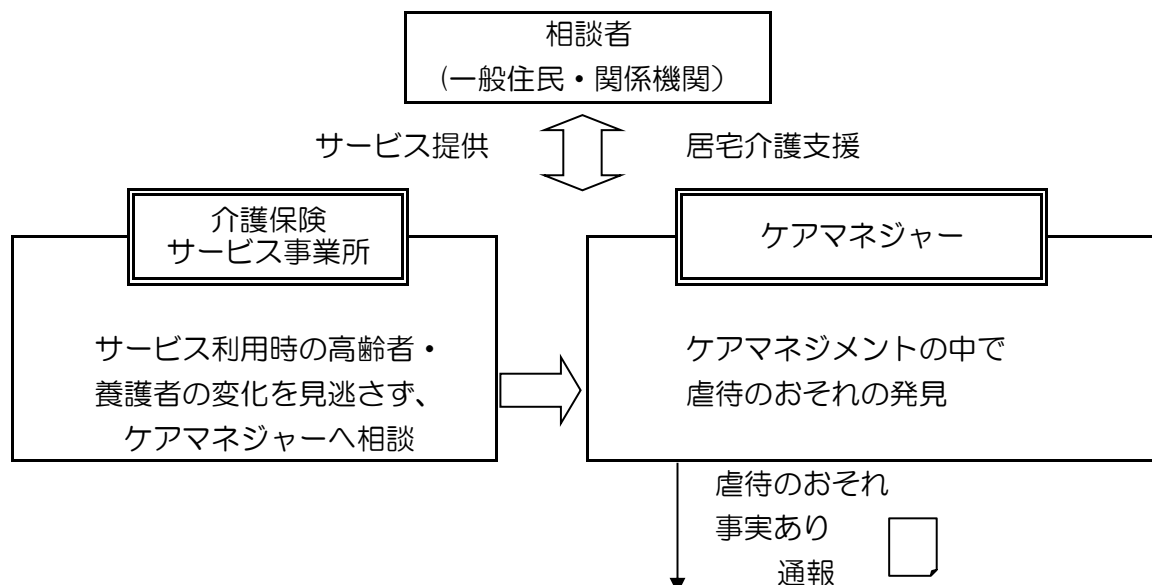
地域包括支援センターへ通報書（様式1・P.21）にて通報

継続的な見守り活動

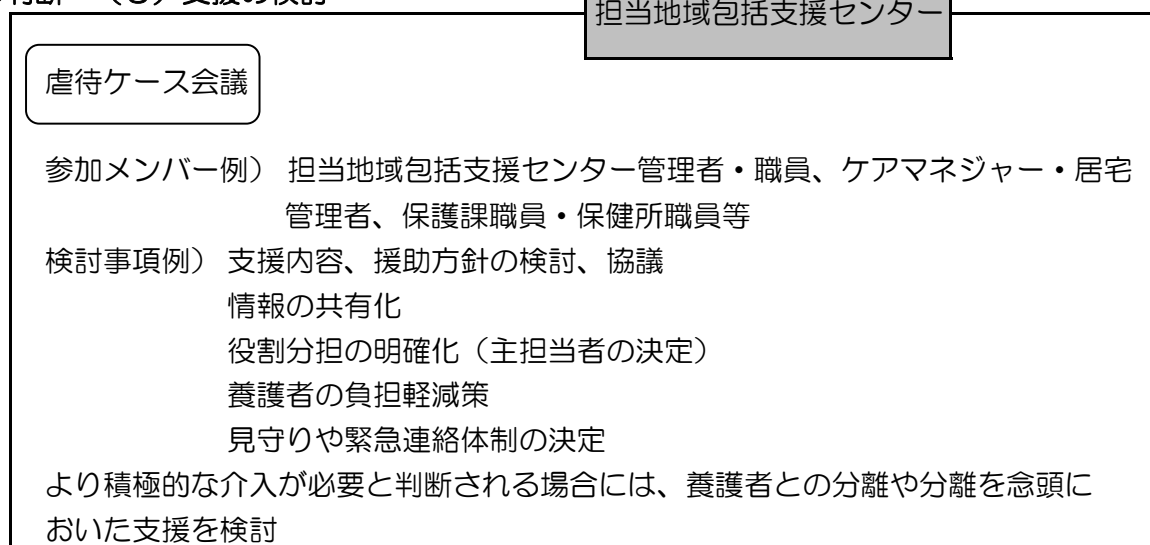
高齢者及び家族に対する支援・協力

高齢者虐待防止対応ネットワーク会議を通じた関係機関との連携

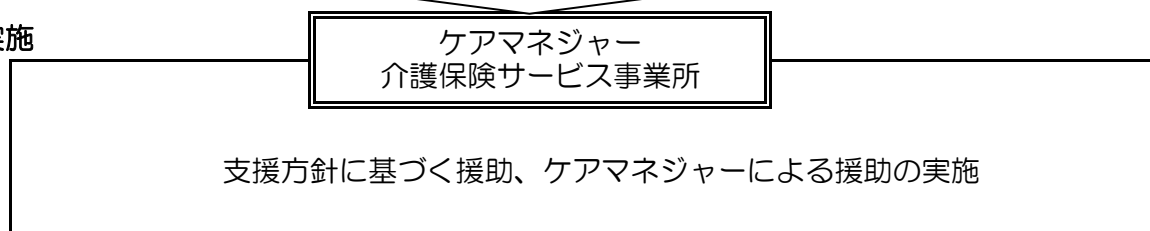
(1) 発見



(2) 緊急性の判断・(3) 支援の検討



(4) 支援の実施



(1) 発見

- ①介護保険サービス事業所は、日常の業務の中で、高齢者虐待のサインを見逃さないよう常に注意深く本人や家族の状況を観察し、虐待の疑いがあるケースを発見した場合は、速やかにケアマネジャーに報告します。
- ②ケアマネジャーは、虐待（虐待の疑い）のケースを発見した場合は、介護保険サービス事業所等から情報収集を行い、速やかに、地域包括支援センターへ通報します。



虐待のおそれの発見→情報聞き取り時の確認事項

- 虐待の状況
 - ・いつ、どこで、どういう状況で等
 - ・外傷の有無、栄養状態、身体・衣服の汚れの有無等
- 高齢者本人、虐待者と家族の状況
 - ・高齢者本人の氏名、住所、連絡先
 - ・高齢者本人の心身の状況、意思表示能力、要介護状態
 - ・虐待者と高齢者の関係、心身の状況、他の家族等の状況
 - ・家族関係
- 介護サービス等の利用状況や関係者の有無
 - ・介護サービス等の利用の有無
 - ・家族に関わりのある関係者の有無
- 通報者の情報（援助方針の連絡や継続的な見守り支援を依頼するため）
 - ・氏名、連絡先、高齢者・養護者との関係等
- 高齢者虐待チェックリスト（様式2、P.22）を活用しながら、虐待サインのチェックを行ってください。

- ③担当地域包括支援センターへは、通報書（様式1、P.21）にて通報を行います。
- ④ケースの状況把握のため、必要時担当地域包括支援センターからケアマネジャーへ情報提供依頼することがあります。その際の個人情報の取り扱いについては、以下のように考えています。



地域包括支援センターへの通報→個人情報の取り扱いに関して

個人情報の保護に関する法律においては、個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外として、「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難である時を挙げています。高齢者虐待の事例については、例外規定に該当する場合もあると考えられます。

今後、地域包括支援センターを中心として実施される地域支援事業等においては、高齢者虐待防止についてのネットワークを含め、事業所との個人情報のやりとりを含む連携が必要となっています。このため、今後は利用者に提示する契約内容に「地域包括支援センター等との連携により、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うこと」のような表現を加え、利用者に包括的同意を得ていく必要性も考えられます。

(2) 緊急性の判断・(3) 支援の検討

- ①ケアマネジャーは、地域包括支援センターと連携して訪問を継続し、虐待ケース会議（地域包括支援センターが開催）に参加し、虐待の改善に向けて、ケアマネジメントに反映させていきます。



ケアマネジャーによる援助の実施（具体例）

継続した見守りと予防的支援、ケアプランの見直し、社会資源の活用による支援
問題に応じた専門機関による支援の調整、情報・支援の中心としての役割等
養護者支援→介護技術、資源等の情報提供、養護者からの相談支援

※レベル3～4の場合は、分離を念頭においた支援（ショートステイ導入、施設の説明等）を地域包括支援センターと連携しながら行います。

(4) 支援の実施

- ①虐待ケース会議で決めた援助方針について担当者会議、モニタリング等を通じてチームで評価していきます。ケアマネジャーは必要時、主担当者としての役割も期待されます。

4) 警察（生活安全課）

- 市の方針としては、高齢者虐待防止法第9条2項に則り、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護します。（拒否した場合も説得を行い、保護します）
- 本人の保護を妨害することがあった場合は、関係機関より警察へ対応について協力を求めます。

役割：異変への気づき

チェックリスト（様式2・P.22）により虐待の可能性を判断

緊急受診の場合の移送

地域包括支援センターへ通報票（様式5・P.25）にて通報

通報後の状況把握

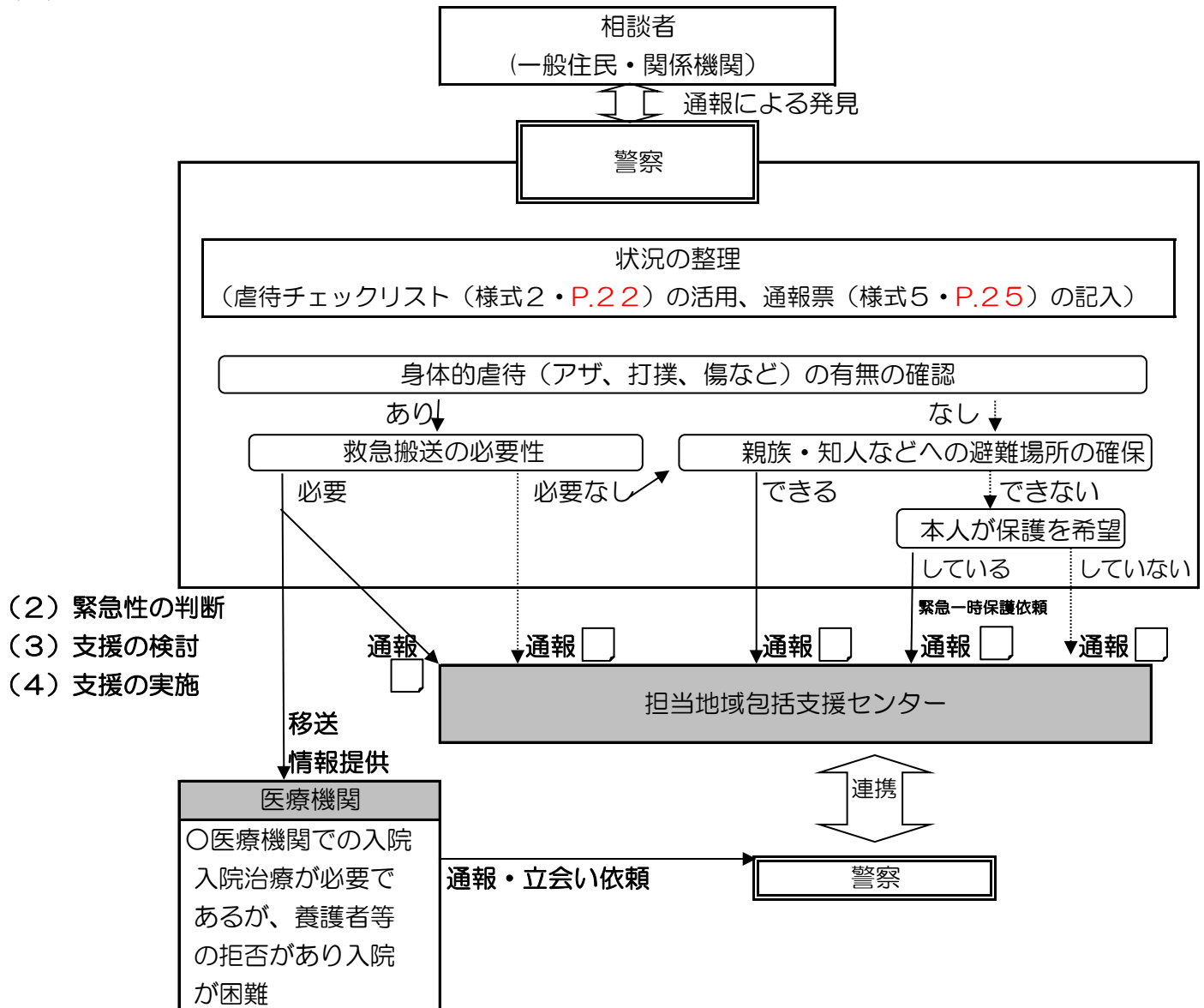
通報以外の措置（事件化や加害者への指導・警告）

警察署長に対する援助依頼への対応

高齢者虐待事案への適切な対応を推進するため警察内の連携調整

高齢者虐待防止対応ネットワーク会議を通じた関係機関との連携

（1）発見



（１）発見

- ①警察は、高齢者虐待チェックリスト（様式２・P.22）を活用し、虐待（虐待の疑い）の事案を発見した場合は、状況の整理・身体的虐待の確認を行い、警察署所定の通報票（様式５・P.25）にて速やかに担当地域包括支援センターへ通報します。
- ②身体的虐待を受けており、救急搬送の必要性があるケースについては、医療機関への移送を行うとともに担当地域包括支援センターへ通報します。
- ③救急搬送の必要性がない場合は、親族・知人などへの避難場所の確保ができるか、本人の保護の希望があるかを確認し、あわせて担当地域包括支援センターへ通報します。

（２）緊急性の判断・（３）支援の検討・（４）支援の実施

- ①高齢者虐待防止法では、警察署長への援助要請等についての規定が設けられており、高齢者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めなければならないとされています。（虐待防止法第１２条）
そのため、養護者等が暴れている、騒いでいる等、暴力行為が予想される場合は、関係機関から警察に通報し、立会いを依頼することも予想されます。
また、立入り調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあると認められるなど、市町村職員だけでは職務執行することが困難で、警察の援助が必要である場合には所轄の警察署長あてに援助依頼を出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行なうようにします。



警察署長に対する援助要請等

（高齢者虐待防止法より抜粋）

第１２条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

２ 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

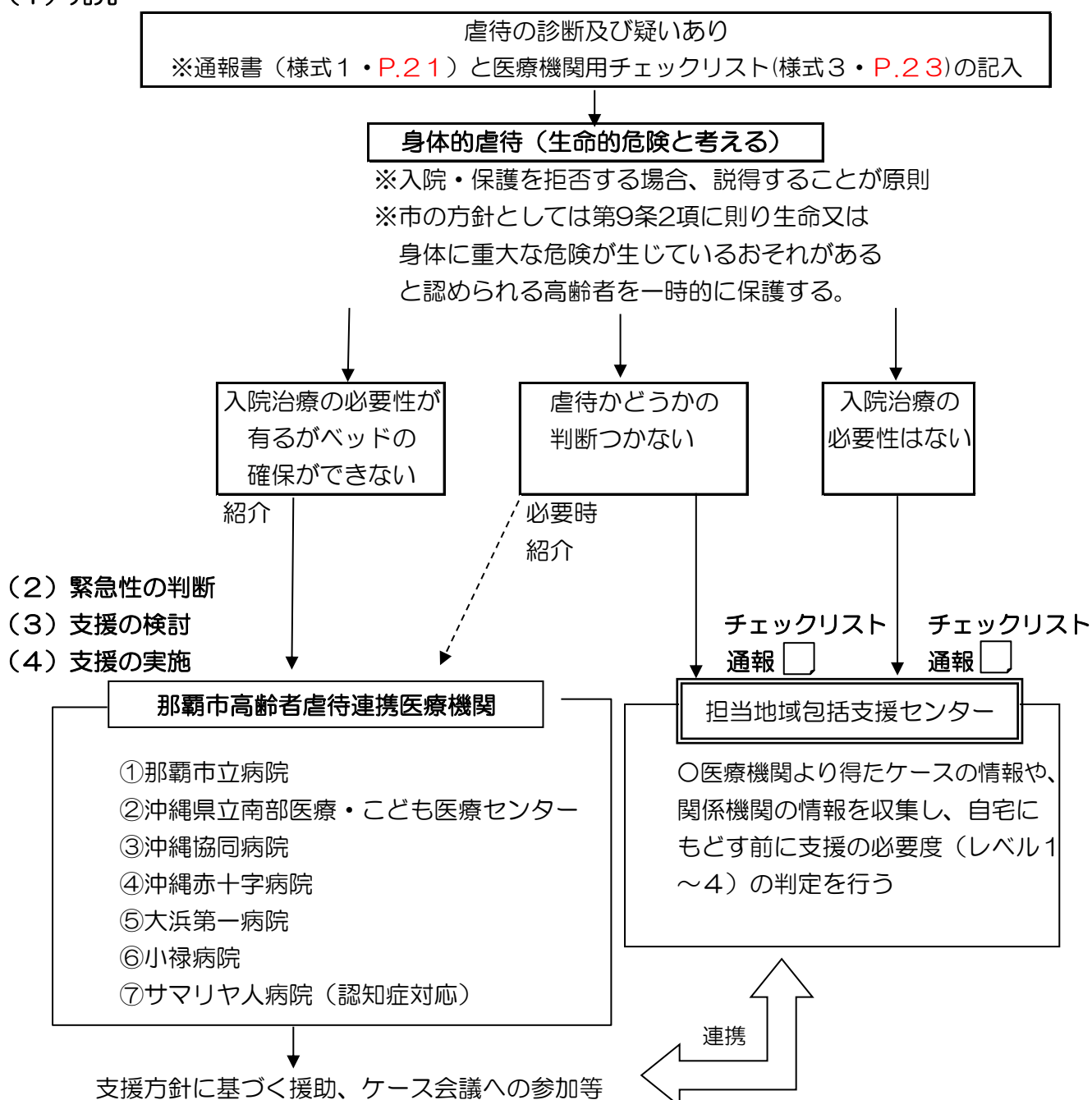
３ 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

5) 医療機関

～一般医療機関や入院設備を持たない診療所等で、虐待高齢者を発見した場合の対応について～

- 役割：・診療の場において、高齢者の虐待ケース（疑わしい場合も含む）を発見した場合、
通報書（様式1・P.21）とチェックリスト（様式3・P.23）にて、担当地域包括支援センターに通報を行なう。
必要時、診療情報提供(個人負担)、等の協力を行なう。
- ・下記フローチャートに基づいて、診療・入院等の対応を行なう。
 - ・入院等の対応が困難な場合は、那覇市高齢者虐待連携医療機関へ紹介する。
 - ・診療時にチェックリスト（様式3・P.23）にある身体所見等が、虐待によるものなのか判断に迷う際は必要時、那覇市高齢者虐待連携医療機関へ紹介・通報書（様式1・P.21）にて紹介を行う

(1) 発見



（１）発見（問診、診察の場面において、虐待を疑う高齢者が受診されたら…）

①医療機関用のチェックリスト（様式３・P.23）に沿って診察を行ないます。

チェックリスト（１）～（１１）のうち１項目でも該当した場合は、虐待を疑います。

※高齢者が家族（養護者・付き添い人）の目を気にしていたり、おどおどしている様子がある場合には、家族（養護者・付き添い人）から離して問診、診察を行ないます。



診察時の一般的注意点

- ・全身の所見をよく診ます
- ・所見のあるところは、必ずカラー写真を撮ります。（デジタルカメラ可）
- ・現在の傷、過去の傷も記録します。
- ・全身のX線写真、頭部CTスキャンをとります。（必要時）
- ・出血性疾患のスクリーニング
- ・傷についての本人及び家族（養護者・付き添い人）の説明内容も記録に残します。

②医療（治療、入院等）の対応となった場合は、必要な治療を行ないます。

③入院治療が必要な場合は、説明を行い入院手続きを取ります。入院設備がなかったり、満床で対応できない場合は、連携医療機関（P.27）へ紹介・通報書（様式１・P.21）の紹介を○で囲んで紹介します。

④入院治療の必要がない場合は、高齢者を自宅に戻す前（病院で待っててもらう）に担当地域包括支援センターへ通報します。紹介・通報書（様式１・P.21）の通報を○で囲んで、状況を記入、チェックリスト（様式３・P.23）と合わせて担当地域包括支援センターへ渡します。

（２）緊急性の判断・（３）支援の検討・（４）支援の実施

- ・担当地域包括支援センターは、医療機関から通報があれば、高齢者と面談をし、支援の必要性の判断を行ないます。

6) 那覇市高齢者虐待連携医療機関（医療機関7ヶ所）

役割：1 虐待高齢者の診断や入院等に関すること

(1) 診療の場において、高齢者の虐待ケース（疑わしい場合も含む）を発見した場合、
通報書（様式1・P.21）とチェックリスト（様式3・P.23、救急外来の場合は
様式4・P.24）にて、担当地域包括支援センターに通報を行なう。

(2) 医療機関が、高齢者虐待の診断や対応に迷った際の受け入れ

(3) 平日(時間内・外)、土・日・祝祭日の入院対応

(4) 虐待を受けたと思われる高齢者で、主治医がいなかったり、外傷が身体的暴力
(虐待) によるものかどうか判断に迷う時の診療及び入院等の対応

(5) 虐待を受けたと思われるケースで、判断能力の確認のために診断が必要と思わ
れる際の診療対応（サマリヤ人病院）

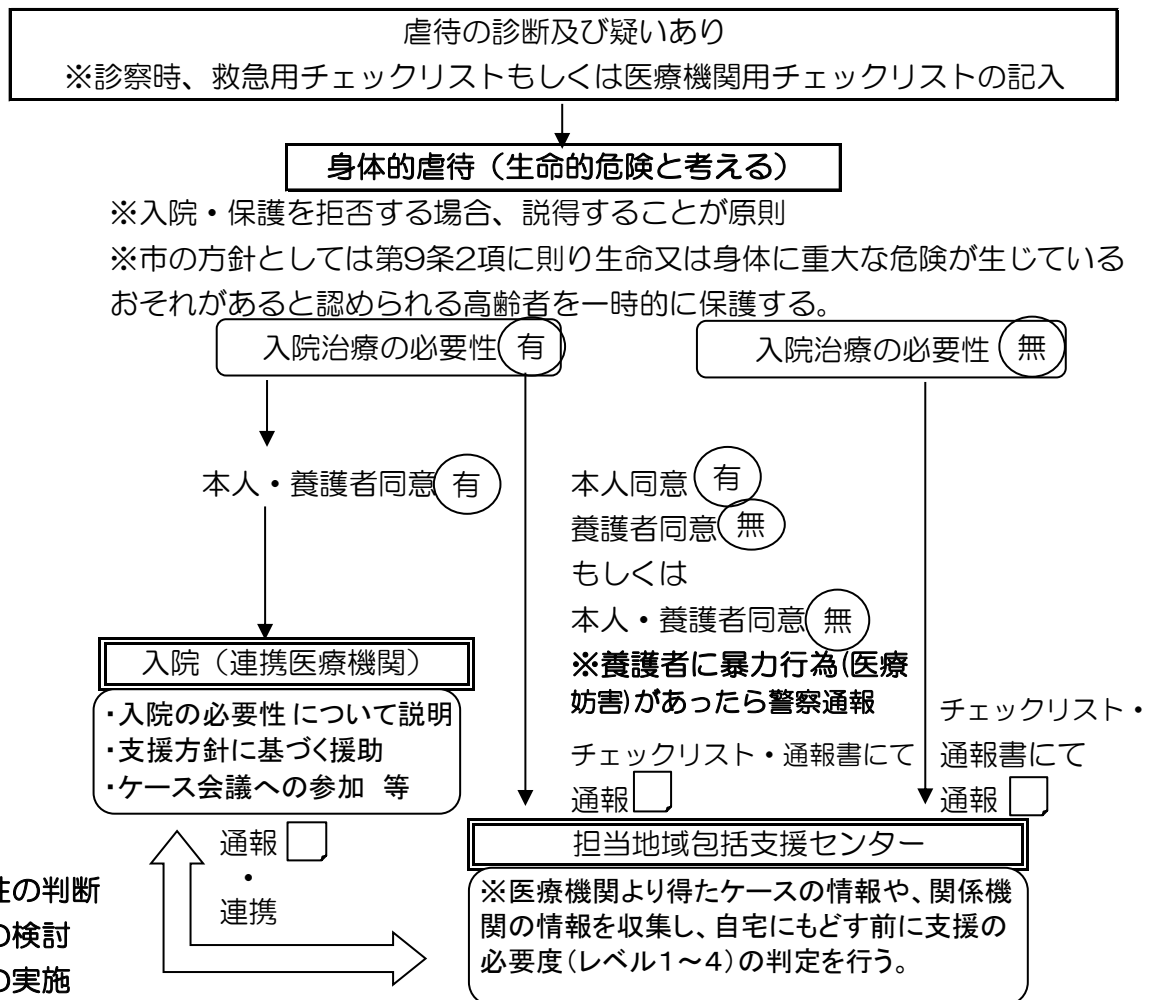
(6) 認知症による問題行動（徘徊、妄想、幻覚等）があるため、一般病院での
入院が困難な場合の受け入れ機関。（サマリヤ人病院）

2 高齢者虐待防止対応ネットワーク会議を通じた関係機関との連携

3 高齢者虐待事案への適切な対応を推進するため院内の連携調整

・緊急時に迅速な対応がとれるように、各医療機関での院内対応フローチャートを作成

(1) 発見



(2) 緊急性の判断

(3) 支援の検討

(4) 支援の実施

那覇市高齢者虐待連携医療機関においては、警察署・市内医療機関・救急外来からの虐待の発見が予想されます。

（１）発見（問診、診察の場面において、虐待を疑う高齢者が受診されたら…）

①救急外来の場合は、救急用チェックリスト（様式４・P.24）を参考に診察を行ないます。

②救急外来でない場合は、医療機関用チェックリスト（様式３・P.23）に沿って診察していきます。

チェックリスト（１）～（１１）のうち１項目でも該当した場合は、虐待を疑います。

※高齢者が家族（養護者・付き添い人）の目を気にしていたり、おどおどしている様子がある場合には、家族（養護者・付き添い人）から離して問診、診察を行ないます。

 診察時の一般的注意点

- ・全身の所見をよく診ます
- ・所見のあるところは、必ずカラー写真を撮ります。（デジタルカメラ可）
- ・現在の傷、過去の傷も記録します。
- ・全身のX線写真、頭部CTスキャンをとります。（必要時）
- ・出血性疾患のスクリーニング
- ・傷についての本人及び家族（養護者・付き添い人）の説明内容も記録に残します。

③医療（治療、入院等）の対応となった場合は、必要な治療を行ないます。

④入院治療が必要な場合は、説明を行い入院させます。入院設備がなかったり、満床で対応できない場合は、他の連携医療機関（P.27）へ紹介・通報用紙（様式１・P.21）の紹介を○で囲んで紹介します。

⑤高齢者や家族（養護者・付き添い人）が入院の必要性があるにも関わらず、入院を拒否した場合には、「治療のために入院が必要である」旨の説明を行い、入院させます。説明を行なっても、入院に応じない場合は、担当地域包括支援センターへ通報します。

担当地域包括支援センターは、医療機関と連携し一緒に説明をします。

⑥入院治療の必要がない場合は、高齢者を自宅に戻す前（病院で待ってもら）に担当地域包括支援センターへ通報します。紹介・通報書（様式１・P.21）の通報を○で囲んで、状況を記入、チェックリスト（様式３・P.23、救急外来の場合は様式４・P.24）と合わせて担当地域包括支援センターへ渡します。

※説明の際に家族（養護者・付き添い人）が暴力・暴言等の医療妨害行為があれば警察（１１０番）へ通報を行ないます。

（２）緊急性の判断・（３）支援の検討・（４）支援の実施

・担当地域包括支援センターは、連携医療機関から通報があれば、高齢者と面談をし、支援の必要性の判断を行ないます。

5. 様式

様式 1 紹介・通報書

様式 2 高齢者虐待発見チェックリスト

様式 3 医療機関用チェックリスト

様式 4 救急用チェックリスト

様式 5 高齢者虐待事案通報票

紹介・通報書

那覇市地域包括支援センター()

通報日: 年 月 日

通報者	氏名		電話番号	
	住所または所属機関名			
	本人との関係	☐ 本人 ☐ 親族 ☐ 同居 ☐ 別居)続柄: ☐ 近隣住民・知人 ☐ 民生委員児童委員 ☐ 地域包括支援センター ☐ 介護支援専門員 ☐ 介護保険サービス事業所 ☐ 医療機関 ☐ 警察 ☐ その他()		
高齢者	ふりがな氏名		性別	☐ 女性 ☐ 男性
	生年月日	年 月 日生 ()歳		
	住所			
	連絡先	自宅: 携帯電話: その他:		
(疑)虐待者	ふりがな氏名		続柄	
	職業			
	生年月日	年 月 日生 ()歳		
	住所	高齢者と ☐ 同居 ☐ 別居(住所:)		
虐待の内容		いつ: どこで: 内容:		
情報源		通報者は ☐ 実際に目撃した ☐ 悲鳴や音等を聞いて推測した ☐ 本人から聞いた ☐ 関係者()から聞いた		
通報について		高齢者はこの通報を ☐ 了解している ☐ 了解していない ☐ 知らせていない 虐待者はこの通報を ☐ 了解している ☐ 了解していない ☐ 知らせていない		

※高齢者虐待発見チェックシートをご活用ください。

※医療機関からの通報の場合、医療機関用(救急外来の場合は救急用)のチェックリストも一緒にお送りください。

※医療機関から連携医療機関への紹介は、必要時診療情報提供書などもご活用ください。

高齢者虐待発見チェックリスト

様式2

虐待が疑われる場合の『サイン』として、以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらはあくまで例示ですので、この他にも様々な『サイン』があることを認識しておいてください。

《身体的虐待のサイン》

チェック欄	サ イ ン 例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
	太腿の内側や上腕部の内側、背中等のキズやみみずばれがみられる。
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
	頭、顔、頭皮等にキズがある。
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	「怖いから家にいきたくない」等の訴えがある。
	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。

《心理的虐待のサイン》

	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠（悪夢、寝ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
	身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
	自傷行為がみられる。
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

《性的虐待のサイン》

	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	睡眠障害がある。
	通常の生活行動に不自然な変化がみられる。

《経済的虐待のサイン》

	年金や財産収入があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

《ネグレクト（介護等日常生活上の世話放棄、拒否、怠慢）のサイン（自己放任含む）》

	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
	汚れたままの下着を身につけるようになる。
	かなりのじょくそう（褥創）ができてきている。
	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
	適度な食事を準備されていない。
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
	栄養失調の状態にある。
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

《セルフネグレクト（自己放任）のサイン》

	昼間でも雨戸が閉まっている。
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
	配食サービス等の食事がとられていない。
	薬や届けた物が放置されている。
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

《養護者の態度にみられるサイン》

	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
	保健、福祉の担当者とは会うのを嫌うようになる。

《地域からのサイン》

	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

○医療機関用チェックリスト

様式3

氏名		生年月日	
住所			

※ あるもの又は疑わしいものを口の中に印（✓）をしていきます。

1) 高齢者虐待に対するチェックリスト

- (1) 全身

☐ 極端なやせ、栄養障害
☐ 内臓出血
☐ 痙攣
☐ 意識障害
☐ 原因不明の脱水症状
☐ 繰り返す事故の既往歴
☐ 不衛生（皮膚の汚れ、ひどいオムツかぶれ）
- (2) 皮膚

☐ 多数の打撲や傷
☐ 多数の出血斑
☐ 不審な傷
(ベルト、ヒモ、絞首、齒形、つねった後、爪跡、フォーク、くし、ハンガーなど)
☐ ひどい褥瘡
☐ 不自然な火傷、熱傷（タバコ、アイロン、熱湯、洗剤など）
- (3) 眼

☐ 眼のまわりのアザ
☐ 眼球損傷（前眼房の出血、眼底出血、胸部圧迫など）
☐ 眼外傷（網膜剥離、水晶体脱臼など）
☐ 眼窩内側骨折
- (4) 鼻

☐ 鼻骨骨折
- (5) 耳

☐ 鼓膜裂傷
☐ 耳介の腫脹(耳たぶを頻回に引っ張られて生じる)
- (6) 骨

☐ 新旧混在する骨折、多発性骨折、頻回の骨折
☐ 肋骨骨折（胸部圧迫による）
☐ 捻転骨折（腕をねじり上げるなどによる）
- (7) 頭

☐ 頭蓋内出血(硬膜下、クモ膜下出血など)
☐ 頭蓋骨骨折
☐ 脳挫傷
- (8) 口腔

☐ 口周囲の打撲、裂傷
☐ 口唇小体、舌小体などの裂傷

- (9) 胸腹部

☐ 内臓損傷、内臓破裂（腎臓、肝臓、脾臓）
☐ 溺水、窒息
☐ 消化性潰瘍
☐ 中毒（薬剤、化学物質などによる）
- (10) 泌尿生殖器

☐ 性器や肛門周囲の外傷
- (11) 心理面

☐ 極端なおびえ、情緒不安定
☐ 異常な興奮（幻覚・妄想）、家族（養護者・付添い人）の顔色をうかがう
☐ 無表情、無感動、無関心
☐ 円形脱毛
☐ 反復性疼痛（頭痛、腹痛など）
☐ 胃潰瘍などの心身症
☐ 自殺企図（リストカット）
☐ 触れられることを、異常に嫌がる
☐ 自分からの発声や発言が少ない

2) 家族（養護者・付き添い人）に対するチェックリスト

- (1) 家族等

☐ 体罰を正当化しようとする
☐ 発症から受診までの時間が長い
☐ 不自然な説明（あやふや、辻つまが合わない、内容がよく変わる、受診の原因を第三者のせいにする、症状や行動の把握が不適切）
☐ 外傷の程度、予後及び治療方法について無関心である
☐ 通常の説明をしてもなかなか納得せず病院転院を繰り返す
☐ 明確な異常がないのに種々の訴えを繰り返し、頻回に受診する
☐ 挑発的態度、被害的態度、衝動的行動が多い
☐ 待合室でも他の人との接し方が下手でしばしばトラブルを起こす
☐ 外来を中断する
☐ 重症でも入院を拒否する
☐ 入院してもすぐに帰ってしまう（診察に同席しない）
☐ 面会の要請に応じない
☐ 連絡をしてもつながらない、連絡がつかない

平成 年 月 日 記入者氏名：

救急用チェックリスト (救急外来対応)

(1) 診察時の一般的注意点

- ・全身の所見をよく見る。
- ・所見のあるところは、必ずカラー写真を撮る。
- ・現在の傷、過去の傷も記録する。
- ・全身のX写真、頭部CT スキャンをとる。
- ・出血性疾患のスクリーニング
- ・傷について本人及び家族（養護者・付き添い人）の説明内容も記録に残す。

(2) チェックリストの使用方法

このチェックリストは、見落としがないように順序よくチェックしていきます。

○診察時のチェックリスト

氏名		生年月日	
住所			

※ あるもの又は疑わしいものを□の中に印（✓）をしていきます。

高齢者虐待に対するチェックリスト

- | | |
|------------|---|
| (1) 全身 | ☐ 極端なやせ、栄養障害
☐ 原因不明の脱水症状
☐ 意識障害
☐ 不衛生（皮膚の汚れ、ひどいオムツかぶれ） |
| (2) 皮膚 | ☐ 多数の打撲や傷
☐ ひどい褥瘡 |
| (3) 眼 | ☐ 眼のまわりのアザ |
| (4) 鼻 | ☐ 鼻骨骨折 |
| (5) 耳 | ☐ 鼓膜裂傷 |
| (6) 骨 | ☐ 新旧混在する骨折、多発性骨折、頻回の骨折 |
| (7) 頭 | ☐ 頭蓋内出血 |
| (8) 口腔 | ☐ 口周囲の打撲、裂傷 |
| (9) 胸腹部 | ☐ 内臓損傷、内臓破裂（腎臓、肝臓、脾臓） |
| (10) 泌尿生殖器 | ☐ 性器や肛門周囲の外傷 |
| (11) 心理面 | ☐ 極端なおびえ、情緒不安定、異常な興奮 |

平成 年 月 日 記入者氏名 _____

別添3

第 号		
高齢者虐待事案通報票		
年 月 日		
〇. 〇 市（町、村）長 殿		
警察署長 印		
次のとおり高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したので、通報します。		
発見年月日	年 月 日	
発見の経緯		
高 齢 者	(ふりがな) 氏 名	☐ 男 ・ ☐ 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	
	電 話	() — 番
	職 業 等	
養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名	☐ 男 ・ ☐ 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	☐ 高齢者と同じ ☐ その他 ()
	電 話	() — 番
	職 業 等	
虐 待 の 状 況	高 齢 者 と の 関 係	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 子の配偶者 ☐ 孫 ☐ その他親族 () ☐ その他 ()
	行 為 類 型	☐ 身体的虐待 ☐ 養護の著しい怠り ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待
参 考 事 項	虐待の内容	
担当者・連絡先	警察署 課 電話 () — 番 内線	

6.連絡先一覧

(1) 那覇市地域包括支援センター／ちゃーがんじゅう課
 養護者による高齢者虐待に関する相談・・・那覇市地域包括支援センター（市内18ヶ所）
 月曜日から土曜日（祝・休日を除く） 午前9時～午後6時 ※緊急の場合は、時間外も電話で応じます。

	むかへ名	電話番号	FAX	所在地	担当区域
1	石嶺	886-7987	886-5381	首里石嶺町2-97-1	石嶺町2丁目・3丁目・4丁目
2	大名	886-5177	886-5228	首里大名町1-43-2	石嶺町1丁目、赤平町、儀保町、久場川町、平良町、大名町
3	城西	887-7700	887-7711	首里池端町1番地 YOGIビル102号	池端町、大和町、金城町、寒川町、鳥堀町、当蔵町、桃原町、真和志町、山川町、赤田町、崎山町、汀良町
4	繁多川	963-6478	963-6479	繁多川3丁目6番9号	繁多川、識名2丁目・3丁目
5	松川	882-1622	882-1629	松川301-4	大道、松川、三原1丁目・2丁目
6	松島	882-2266	882-2267	古島2-16-25 1階	末吉町、松島、真嘉比、古島
7	識名	987-1010	987-1334	長田1丁目16番7号 C-101	字寄宮、寄宮3丁目、長田、三原3丁目、上間1丁目、識名1丁目・4丁目
8	安里	860-2211	860-2220	安里1-7-3 7F	安里、壺屋、牧志3丁目、樋川2丁目、寄宮1丁目・2丁目
9	古波蔵	855-6254	855-6234	古波蔵4-7-5	与儀、古波蔵、樋川1丁目
10	国場	851-9308	851-9309	国場326番地	国場、仲井真、真地、上間、字識名
11	新都心	941-2252	941-2253	銘苅1-6-15 1階	銘苅、天久1丁目・2丁目、おもろまち3丁目・4丁目
12	安謝	860-3747	860-3748	安謝1-3-10 Kbuild 1階101号室	字天久、安謝（1丁目・2丁目含む）、曙、港町
13	泊	860-5121	860-5126	上之屋402-3 6階	おもろまち1丁目・2丁目、上之屋、泊、久茂地、前島1丁目・2丁目、牧志1丁目・2丁目
14	若狭	863-1165	863-1203	若狭2-1-10	前島3丁目、松山、若狭、久米、辻、通堂町、西、東町
15	城岳	863-3660	863-3661	松尾2-16-45	松尾、楚辺、壺川、旭町、泉崎
16	かなぐすく	852-0777	852-0778	鏡原1-68	奥武山町、山下町、垣花町、字鏡水、鏡原町、住吉町、当間、赤嶺、安次嶺、大嶺、金城、田原1丁目、高良3丁目、宇栄原1丁目・2丁目・3丁目
17	小禄	858-0096	858-9077	小禄551-1	字田原、田原2丁目・3丁目・4丁目、字小禄、小禄1丁目・4丁目・5丁目
18	高良	859-6633	859-6644	宮城1-18-1 3階	小禄2丁目・3丁目、字宇栄原、宇栄原4丁目・5丁目・6丁目、字高良、高良1丁目・2丁目、具志、宮城
那覇市 ちゃーがんじゅう課 包括支援グループ		862-9010 (内線2423)	862-9648	那覇市泉崎1-1-1	

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談

那覇市 ちゃーがんじゅう課 施設グループ	862-9010 (内線2416)	862-9648	那覇市泉崎1-1-1	
----------------------------	----------------------	----------	------------	--

(2) 那覇市高齢者虐待防止対応ネットワーク協力機関

①管轄警察署

機関名	電話番号	FAX	所在地	担当区域
那覇警察署（生活安全課）	836-0110	832-4307	与儀1-2-9	本庁 真和志 小禄（旭町・泉崎・壺川）
豊見城警察署（生活安全課）	850-0110	856-8161 (代表)	豊見城市瀬長 17-8	小禄（奥武山町、山下町、鏡水、 小禄、田原、鏡原町、垣花町、 赤嶺、宇米原、金城、具志、高良、 宮城、字安次嶺）

②那覇市高齢者虐待連携医療機関

機関名	所在地	電話番号	FAX
那覇市立病院 【総合相談センター】	古島2-31-1	884-5111	886-5502
沖縄県立南部医療センター・こども医療 センター 【地域医療連携室】	南風原町字新川118-1	888-0123	888-1212
大浜第一病院 【地域医療連携室】	字天久1000番地	866-5171(代表)	869-4720
沖縄協同病院 【地域連携課】	古波蔵4-10-55	853-1200(代表) 853-1201(直通)	853-1235
沖縄赤十字病院 【地域医療連携室】	与儀1-3-1	853-3134(代表) 836-5691(直通)	836-5683
小禄病院 【地域連携室】	字小禄547-1	857-1789(代表) 857-1805(直通)	857-0947
嬉野が丘サマリヤ人病院 【相談室】	南風原町字新川460	889-1328(代表) 889-1371(直通)	889-8847

③保健所

那覇市保健所 地域保健課	与儀1丁目3-21	853-7962
--------------	-----------	----------

7.高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第6条—第19条）
- 第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第20条—第25条）
- 第4章 雑則（第26条—第28条）
- 第5章 罰則（第29条・第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第26項に規定する介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第23項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第18項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければ

ばならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を1時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の46第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第13条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第14条 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第15条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の46第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）

第17条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は1部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（周知）

第18条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

（都道府県の援助等）

第19条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等
(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第22条 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第23条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第24条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第25条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第4章 雑則

(調査研究)

第26条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第27条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第28条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第5章 罰則

第29条 第17条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成18年6月21日法律第83号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

1 第10条並びに附則第4条、第33条から第36条まで、第52条第1項及び第2項、第105条、第124条並びに第131条から第133条までの規定 公布の日

2 第22条及び附則第52条第3項の規定 平成19年3月1日

3 第2条、第12条及び第18条並びに附則第7条から第11条まで、第48条から第51条まで、第54条、第56条、第62条、第63条、第65条、第71条、第72条、第74条及び第86条の規定 平成19年4月1日

4 第3条、第7条、第13条、第16条、第19条及び第

- 24条並びに附則第2条第2項、第37条から第39条まで、第41条、第42条、第44条、第57条、第66条、第75条、第76条、第78条、第79条、第81条、第84条、第85条、第87条、第89条、第93条から第95条まで、第97条から第100条まで、第103条、第109条、第114条、第117条、第120条、第123条、第126条、第128条及び第130条の規定 平成20年4月1日
- 5 第4条、第8条及び第25条並びに附則第16条、第17条、第18条第1項及び第2項、第19条から第31条まで、第80条、第82条、第88条、第92条、第101条、第104条、第107条、第108条、第115条、第116条、第118条、第121条並びに第129条の規定 平成20年10月1日
- 6 第5条、第9条、第14条、第20条及び第26条並びに附則第53条、第58条、第67条、第90条、第91条、第96条、第111条、第111条の2及び第130条の2の規定 平成24年4月1日

（罰則に関する経過措置）

- 第131条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

- 第132条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。
- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

- 第133条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成20年5月28日法律第42号） 抄
（施行期日）

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成23年6月22日法律第72号） 抄
（施行期日）

- 第1条 この法律は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第2条（老人福祉法目次の改正規定、同法第4章の2を削る改正規定、同法第4章の3を第4章の2とする改正規定及び同法第40条第1号の改正規定（「第28条の12第1項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第4条、第6条及び第7条の規定並びに附則第9条、第11条、第15条、第22条、第41条、第47条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）附則第1条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第14条の改正規定に限る。）及び第50条から第52条までの規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

- 第51条 この法律（附則第1条第1号に掲げる規定にあつ

ては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

- 第52条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成23年6月24日法律第79号） 抄
（施行期日）

- 第1条 この法律は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 （平成26年6月25日法律第83号） 抄
（施行期日）

- 第1条 この法律は、公布の日又は平成26年4月1日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第12条中診療放射線技師法第26条第2項の改正規定及び第24条の規定並びに次条並びに附則第7条、第13条ただし書、第18条、第20条第1項ただし書、第22条、第25条、第29条、第31条、第61条、第62条、第64条、第67条、第71条及び第72条の規定 公布の日

- 3 第2条の規定、第4条の規定（第5号に掲げる改正規定を除く。）、第5条のうち、介護保険法目次の改正規定、同法第7条第5項、第8条、第8条の2、第13条、第24条の2第5項、第32条第4項、第42条の2、第42条の3第2項、第53条、第54条第3項、第54条の2、第54条の3第2項、第58条第1項、第68条第5項、第69条の34、第69条の38第2項、第69条の39第2項、第78条の2、第78条の14第1項、第115条の12、第115条の22第1項及び第115条の45の改正規定、同法第115条の45の次に10条を加える改正規定、同法第115条の46及び第115条の47の改正規定、同法第6章中同法第115条の48を同法第115条の49とし、同法第115条の47の次に1条を加える改正規定、同法第117条、第118条、第122条の2、第123条第3項及び第124条第3項の改正規定、同法第124条の次に2条を加える改正規定、同法第126条第1項、第127条、第128条、第141条の見出し及び同条第1項、第148条第2項、第152条及び第153条並びに第176条の改正規定、同法第11章の章名の改正規定、同法第179条から第182条までの改正規定、同法第200条の次に1条を加える改正規定、同法第202条第1項、第203条及び第205条並びに附則第9条第1項ただし書の改正規定並びに同法附則に1条を加える改正規定、第7条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第9条及び第10条の規定、第12条の規定（第1号に掲げる改正規定を除く。）、第13条及び第14条の規定、第15条の規定（第6号に掲げる改正規定を除く。）、第16条の規定（第6号に掲げる改正規定を除く。）、第17条の規定、第18条の規定（第6号に掲げる改正規定を除く。）、第19条の規定並びに第21条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項の改正規定並びに附則第5条、第8条第2項及び第4項、第9条から第12条まで、第13条（ただし書を除く。）、第14条から第17条まで、第28条、第30条、第32条第1項、第33条から第39条まで、第44条、第46条並びに第48条の規定、附則第50条の規定（第6号に掲げる改正規定を除く。）、附則第51条の規定、附則第52条の規定（第6号に掲げる改正規定を除く。）、附則第54条、第57条及び第58条の規定、附則第59条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第2号の改正規定（「同条第14項」を「同条第12項」に、「同条第18項」を「同条第16項」に改める部分に限る。）並びに附則第65条、第66条及び第70条の規定 平成27年4月1日

- 6 第6条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第11条の規定、第15条中国民健康保険法第55条第1項の改正規定、同法第116条の2第1項第6号の改正規定（「同法第8条第24項」を「同条第25項」に改める部分に限る。）

及び同法附則第5条の2第1項の改正規定、第16条中老人福祉法第5条の2第3項の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、同条第7項の改正規定、同法第10条の4第1項第2号の改正規定(「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、同法第20条の2の2の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)及び同法第20条の8第4項の改正規定(「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、第18条中高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第5号の改正規定(「同法第8条第24項」を「同条第25項」に改める部分に限る。)並びに同法附則第2条及び第13条の6第1項の改正規定並びに第22条の規定並びに附則第20条(第1項ただし書を除く。)、第21条、第42条、第43条並びに第49条の規定、附則第50条中国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第2条第2項第4号ロの改正規定(「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、附則第52条中登録免許税法(昭和42年法律第35号)別表第3の24の項の改正規定、附則第55条及び第56条の規定、附則第59条の規定(第3号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第60条の規定 平成28年4月1日までの間において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第71条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第72条 附則第3条から第41条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

那覇市高齢者虐待防止対応マニュアル【第4版】

発行 那覇市福祉部チャージかんじゅう課

初 版 平成20年5月

第2版 平成25年4月

第3版 平成28年4月

第4版 平成30年4月